

第五次地域管理経営計画書

(東三河森林計画区)

計画期間 自 平成30年4月 1 日
至 平成35年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項	・・・	12
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	13
(5) その他必要な事項	・・・	14
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	15
(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	15
(2) 巡視に関する事項	・・・	16
(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	16
(4) その他必要な事項	・・・	17
3 林産物の供給に関する事項	・・・	17
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	17
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	18
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	18
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	18
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	19
(3) その他必要な事項	・・・	19
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	19
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	19
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	19
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	19
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	19
(2) 分収林に関する事項	・・・	21
(3) その他必要な事項	・・・	21
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	21
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	21
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	21

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として管理経営をすることとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かんよう}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなどの面での期待が高まる等、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られることから、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、林業の成長産業化に向け、大きな転換期を迎えており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなどの貢献が求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

したがって、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の東三河森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行う。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、東三河森林計画区的全森林面積の7%にあたる国有林野7,635haである。

本計画区の国有林野は、愛知県内における東部の豊川、宇連川流域に位置し、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、広域にわたる流域の山地災害防止、東三河地域の主要な水源としての役割が重要であり、国有林野面積の94%が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定されている。このほか、自然景観に恵まれた地域については、天竜奥三河国立公園、段戸高原県立自然公園等の自然公園に指定されており、自然観察教育林のレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。このような公益林については、原則保安林とし、その適切な管理を推進する。また、「三河材」の生産地であり、流通・加工団地によるスギ、ヒノキの産地化形成が進みつつある。

このため、本計画区では、水源涵養機能等の高度発揮とあわせ保健文化機能を重点的に発揮させるための多様な森林の整備を進めるとともに、林産物の供給を通じ地域振興が図られるように管理経営を行っていく。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

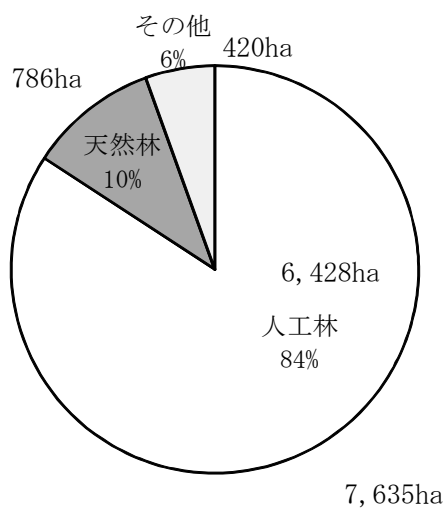
ア 森林計画区内の国有林野の現況

本森林計画区は、人工林率が84%と極めて高いため（図－1参照）、全林分の樹種構成を材積比で見ると、ヒノキが全体の7割近い蓄積となっている（図－2参照）。人工林の樹種構成を面積で見ると、ヒノキが77%、スギが12%となっていることから、本計画区の人工林面積に対する人工林ヒノキ、スギの2樹種の合計面積は89%を占めている（図－3参照）。

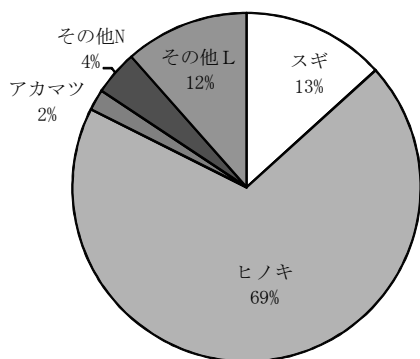
また、人工林の齢級構成は7齢級から11齢級の合計は2,700ha強と多く全人工林面積中42%となっている。6齢級から若齢に向かっては緩やかに減少しており、また12齢級から21齢級は増減の波はあるものの全齢級の平均値250haを前後する平均的な面積分布となっている。

（図－4参照）。

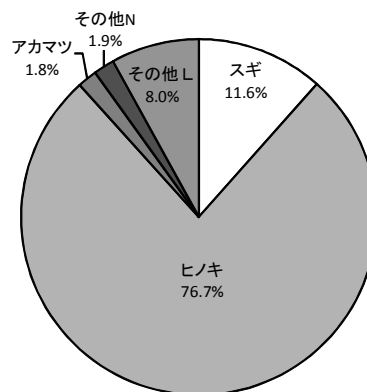
図－1 国有林野の現況面積比



図－2 主な樹種構成 (材積比)

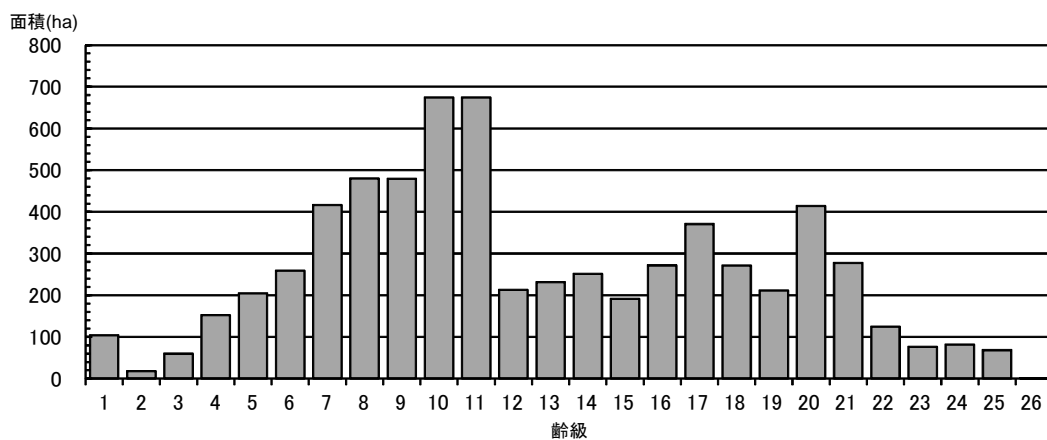


図－3 人工林の樹種構成 (面積比)



注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値、率は一致しない場合がある。

図－4 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

（1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。）

イ 主要施策に関する評価

本計画区における前計画（平成25年度～平成29年度）の主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成29年度は実行予定を計上）

（ア）伐採量

主伐の伐採量については、分収林の契約期間の延長等による実施箇所の減少等により、計画を下回る実績となった。間伐の伐採量については、計画を上回る実績となった。

（イ）更新量

人工造林については、伐採面積の減少により、計画を下回る実績となった。

（ウ）保育量

下刈については、伐採面積の減少により更新量が減少したため、計画を下回る実績となった。

除伐については、森林吸収源対策の観点から現地の状況を改めて精査して実施した結果、計画を上回る実績となった。

（エ）林道の開設及び改良

豪雨等の自然災害による被災箇所を優先的かつ重点的に対応したため、開設については計画を下回る実績となったが、一方で改良については、計画を上回る実績となった。

項 目	前計画	実 績	実施率	
伐採総量 (単位:m ³)	163,400	137,661	84%	
	主伐	97,815		66,086
	間伐	65,585		71,575
更新総量 (単位:ha)	224	102	46%	
	人工造林	224	102	46%
	天然更新	-	-	
保育総量 (単位:ha)	461	388	84%	
	394	784	199%	
林 道	開設 (単位:m)	13,033	5,880	45%
	改良 (単位:箇所)	35	42	120%

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の数量、面積は一致しない場合がある。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進する。

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業の実施に当たっては適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・皆伐箇所の小面積分散化と帯状伐採の組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林等における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し、木材生産力が高い健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。主伐に当たっては、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性の有用樹の保残及び有用天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・主伐後は、天然力活用も検討しながらの確実な更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、マダククロホシタマムシ等の森林病虫害による被害対策
- ・ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

エ 土壌及び水資源の保全・維持

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能^{かんよう}の発揮のため、人工林における間伐の積極的な実施、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、尾根筋や沢沿いでの森林の存置等を推進する。また、山地災害で被害を受けた森林の整備・復旧を迅速に行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への寄与

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、適切な整備を行い森林の蓄積を向上させるとともに木材利用を推進する。また、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る観点から森林資源の若返りを進める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発
- ・主伐及び伐採後の再造林による森林資源の若返り

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 法的・制度的・経済的な枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・法令制限に基づく森林の適切な管理
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

山地災害防止等の観点から、荒廃した溪流等において溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保全機能の維持を図るために森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、人工林を対象に主伐による森林の更新や間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

さらに、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 林業及び木材産業の成長産業化への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組む。

ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じた管理経営を行う。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
防止タイプ	気象害防備エリア	水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林（一部） 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
自然維持タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
森林空間利用タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
快適環境形成タイプ		水源涵養機能維持増進森林、 快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ		水源涵養機能維持増進森林

- ・ 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林：土地に関する災害の防止機能及び土壌保全機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・ 快適環境形成機能維持増進森林：快適な環境を形成する機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・ 保健文化機能維持増進森林：保健文化機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・ 水源涵養機能維持増進森林：水源涵養機能を維持増進するための施業を推進すべき森林

また、人工林において、主伐・間伐等の推進、伐期の長期化、複数の樹冠層を構成する森林への誘導、小面積・モザイク的配置に留意した施業、下刈り等の育林作業においては高木性有用樹の保残や天然生稚幼樹の育成に取り組むことにより、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業など、多様で健全な森林への誘導に向けた取組を積極的に進める。これにより、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民の森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施する。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等

を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。

併せて、間伐等の森林整備、齢級構成の平準化や地域のニーズ等に応じて必要な主伐の計画的な実施など、機能類型に応じた適切な施業の結果、得られる木材を、地域の安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給する。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の12%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行う。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出 ・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	885	885	—

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の0.2%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行う。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の17%）は、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種で構成された周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成する。

森林空間利用タイプの面積

（単位：ha）

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
		面積

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養^{かんよう}タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の71%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図る。

水源涵養タイプの面積

（単位：ha）

区分	水源涵養タイプ
面積	5,448

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕による。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 田口・豊邦地域（段戸国有林）5,296ha

当地域は東三河北部の設楽町に所在し、古くから「三河材」の一大生産地となっており、公益的機能の発揮に配慮しつつ、森林資源の有効利用を図る。

(ア) 段戸裏谷地域のモミ、ツガ群落原生林及び段戸高原県立自然公園については、自然環境の維持を図ることが期待され、多くの学校が教育の場として活用するなど、自然観察の場に適した森林として保健文化機能の発揮が期待されているため、森林空間利用タイプに区分し、管理経営を行う。

(イ) 地形や地質等の条件から土砂の流出防備、水源涵養の機能の発揮が期待されている森林は、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分して、管理経営を行う。

イ 梶原地域（梶原国有林）220ha

当地域は東三河北部の設楽町に所在し、天竜奥三河国定公園に指定され、東海道自然歩道の背景林となっているなど、優れた自然美を構成する森林が多い。

また、一方では全域が山地災害が危惧される地域となっていることから、山地災害防止及び水源涵養の機能の発揮が期待される森林は、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行う。

ウ 棚山、一の又、川合地域（棚山、一の又、川合国有林）776ha

当地域は東三河東部の、新城市、設楽町に所在する地域である。

当地域は、急峻で土壌が浅く、風雨などの気象害が発生しやすい条件にあるため、山地災害防止機能の発揮に配慮し山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行う。

エ 甚古山、八名地域（甚古山、八名国有林）176ha

当地域は東三河南部の、新城市に所在し、都市近郊に位置することから、体験林業等学習の場として活用されている。

土壌が浅く風雨などによる気象害が発生しやすい条件にあることから、山地災害防止、水源涵養機能の発揮に配慮しつつ、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプに区分し、管理経営を行う。

オ 豊橋地域（豊橋、大沢国有林）1,167ha

当地域は主に東三河南部の豊橋市に所在し、都市近郊に位置することから、石巻山多米県立自然公園など、自然観察教育の場に適した森林が多く、四季を通じて一般の入り込み者が多いことから、保健文化機能の発揮に配慮しつつ、主として森林空間利用タイプに区分し、管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、東三河流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の林業の成長産業化に貢献していくものとする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織、技術及び資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、本計画区では、低コスト作業システムについて現地検討会等の実施による紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などに優先的に取り組む。また、地元自治体等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成及び達成の支援に努める。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地域ごとの状況を踏まえた、低コストで効率的な作業システムの提案・検証等により収穫量の増大にも対応できる低コスト化を図るとともに、民有林における普及・定着に努める。

② 林業事業体の育成

計画的な事業実行を推進するために事業予定量等の公表に努めるほか、間伐事業における「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約（3か年）の実施等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、各試験研究機関、大学、民間企業等による産学官連携の強化を進める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

育林経費の大半を占める造林初期コストの低減を進めることは極めて重要である。このため、コンテナ苗を活用し、伐採から地拵え又は植栽までを一体的に行う「伐採・造林一貫作業システム」や、これまで林内に残されてきた根株や枝条をカスケード利用することによる地拵えの省力化等の低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備に併せ、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進する。

エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元自治体やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努める。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や林業の成長産業化への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努める。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図る。また、労働安全衛生対策を推進する。

① 伐採総量

(単位：m³・ha)

区分	主伐	間伐	計
計	83,743 《30,086》	133,257 (996)	217,000

注1：() は、間伐面積である。

注2：《 》 は臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けはない。

② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	187		187

③ 保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	247	0	94

④ 林道の開設及び改良総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	6	6,784	29	850

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5) その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林を「国民の森林」として位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進める。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴い、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めるとともに、主伐及び主伐後の再造林により、森林資源の若返りを図る。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化のための施業、里山整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保

全を推進する。

特に、貴重な自然環境としての天然林や植物群落、特徴的な地形や地質等については、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林として適切に保護・保存を図って行く。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組む。

④ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策等の実施

本計画区は、東三河地域の重要な水源地帯であることに加え、都市近郊林として地域住民に親しまれる森林となっている。治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくり、水源涵養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能の適正な発揮を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進する。

特に本計画区の国有林は、天竜奥三河国定公園、段戸高原県立自然公園等優れた自然景観を呈する森林が多く、レクリエーションの場として多くの人に活用されていることから景観の保持に配慮した治山事業の実施に努める。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

なお、災害発生時においては、ヘリコプターを使った調査や緊急対策工事、復旧計画の策定、事業の実施等について、地元自治体等と連携して迅速に対応する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため、原生的な天然林など優れた自然環境を有する森林等を保護林に指定し、適切な保護・管理に努める。

具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するために、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保護・管理を推進する。

また、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、目標林型及び技術的手法を定めた上で長期にわたる順応的管理を行う、いわゆる「復元」についても取り組む。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地元自治体等との利用のルールの確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

本計画区には、段戸モミ・ツガ希少個体群保護林を設定しており、引き続き保護林の適切な管理を通じた生物多様性の保全に努めるとともに、開かれた国有林の視点に立って保護林の

保存等の重要性等について情報の提供に努めることとする。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
希少個体群保護林	1	14
総 数	1	14

注1：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、
（1）森林生態系保護地域、（2）生物群集保護林、（3）希少個体群保護林の3種類となったため、本計画策定時に再編を行った。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理
- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理

(2) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区の国有林野のうち約1割が自然維持タイプ及び森林空間利用タイプに区分されており、レクリエーションの森の利用等により、多くの入林者がある。特に、春季と秋季の乾燥期は入林者の増加期でもあることから山火事の発生の危険が増大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行う。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化するとともに、地元自治体等と連携した取り組みの推進に努める。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行う。また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努める。

(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫やマスダクロホシタマムシなどの森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努める。

特に、松くい虫被害地域の拡大防止を図るため、地元自治体等を通じた民有林との連携の下、伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施する。

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年、本計画内においては、剥皮が多く見られるなどニホンジカが生息地域を拡大しており、被害が顕著になっている状況にある。

このため環境行政をはじめ、地方自治体・関係団体等と連携を図りつつ、有害鳥獣駆除による個体数調整、防護柵の作設等の対策に取り組む。

また、鳥獣害防止森林区域においては、わな捕獲、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、ツキノワグマによる剥皮被害については剥皮防止テープ等により、カモシカの造林地等における食害については忌避剤等の使用により、未然防止に努める。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努める。特に、野ネズミの大量発生の原因にもなると言われる、笹の一斉開花、種子の着果等についても注視し、予察に努める。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所、移動経路、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保すること等により、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施する。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、主伐材の安定供給や新たな需要開拓につながる効果的な供給に努める。

さらに、間伐等の小径木や、林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用材等を、再生可能エネルギーとしての需用に向け、「素材の安定供給システム販売」等を活用した安定供給に取り組む。

人工林ヒノキ等については、高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備による間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努める。

② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、新たな木材需要創出に向けた動きへの対応や、民有林と協調した高齢級材のブランド化の推進を進めるなど、需要動向に応じた木材の安定供給体制を戦略的に構築していくため、地域の林業、木材産業関係者と緊密に連携・協力した取組を行う。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野が有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、また民有林との協調出荷を推進することで、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努める。

また、木材の販売に当たっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かし、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、高原地帯の溪流と森林が調和した美しい景観を有する国有林野や都市圏に隣近した森林が所在しており、段戸モミ・ツガ希少^{だんど}個体群保護林を中心とした愛知県有数の自然林や、東海自然歩道もあり森林浴、ハイキングやキャンプ等森林レクリエーション資源が豊富なことから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進する。

また、こうした取組の推進に当たっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を行う。

段戸自然観察教育林等のレクリエーションの森については、自然景観の探勝や森林浴など保健休養の場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進する。

レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
自 然 観 察 教 育 林	2	1,281
総 数	2	1,281

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用、公共用及び公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施する。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援する。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動等に積極的に取り組む。

設定箇所

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
名古屋シティ・フォレスター倶楽部の森	3	^{だんだ} 段戸国有林35は林小班
中日森友隊の森	1	段戸国有林35ほ林小班
穂の国みんなの森	2	段戸国有林121ち林小班
穂の国石巻の森	1	豊橋国有林1220か林小班

② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供等のPR活動に積極的に取り組む。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体などへの情報提供等のPR活動に積極的に取り組む。

④ ^{ゆうゆう}遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校などへの情報提供等のPR活動に積極的に取り組む。

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体などへの情報提供等のPR活動に積極的に取り組む。

設定箇所

名 称	面積 (ha)	位置 (林班)
^{ため} 多米の里山森づくり	8	豊橋国有林1240林班

(2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進する。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組む。

(3)その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進する。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努める。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備などへのフィールドの提供や必要な技術指導を行う等、国民による国有林の積極的な利用を推進し、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1)林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図る。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進する。

さらに、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や、コンテナ苗を活用した伐採・造林一貫作業システム等による低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及を図る。

(2)地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

このため、地域の伝統産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。